

諮問日：平成29年6月20日（平成29年度（情）諮問第8号）

答申日：平成29年10月23日（平成29年度（情）答申第14号）

件名：特定の裁判官がツイッターに投稿した件に関して東京高等裁判所が作成した文書の不開示判断に関する件（苦情申出期間の徒過）

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の裁判官がツイッターに投稿した件に関して東京高等裁判所が作成した文書の開示の申出につき東京高等裁判所長官が対象文書を不開示とした判断（以下「原判断」という。）に対してされた苦情の申出（以下「本件苦情申出」という。）について、適式な苦情の申出として扱わないとすることは、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が平成28年12月21日付けで原判断を行ったところ、平成29年5月29日に取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件苦情申出をしたのは、平成29年5月11日に、東京高等裁判所長官が司法行政文書の開示申出があるたびに場当たりの虚偽の理由を考えて不開示にしているとみなすほかないことを示す事実を知ったためである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人は、原判断の通知を発した日である平成28年12月21日から約5か月が経過した平成29年5月27日付け（同月29日受付）で本件苦情申出をした。

苦情申出人は、平成28年12月下旬に原判断を知ったというのであり、苦

情申出期間内に苦情の申出をすることが十分に可能であった。苦情申出人の主張する事情は、苦情の申出の動機ともいうべき事情であり、苦情申出期間を徒過したことの正当な理由には当たらない。

したがって、本件苦情申出については、適式な苦情の申出として取り扱わないのが相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年6月20日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月12日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年9月8日 審議
- ⑤ 同年10月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件苦情申出は、原判断の通知を発した日である平成28年12月21日から約5か月が経過した平成29年5月29日にされたものであるから、取扱要綱記第11の2の(1)に定める苦情申出期間を徒過してされたものであるといえる。

この点について、苦情申出人は、本件苦情申出をしたのは同月11日に東京高等裁判所長官が司法行政文書の開示申出があるたびに場当たりの虚偽の理由を考えて不開示にしているとみなすほかないことを示す事実を知ったためであるなどと主張する。しかし、取扱要綱の上記定めからすれば、「正当な理由がある場合」とは、原判断の通知が到達しなかったことが明らかな場合や、天災により苦情の申出をすることができなかつた場合のように、3か月以内に苦情の申出をすることができなかつたことについて、苦情申出人の責めに帰すべきでない事情がある場合をいうと解するのが相当であり、苦情申出人の主張する事情は「正当な理由がある場合」に当たらない。

2 以上のとおりであるから，本件苦情申出は，取扱要綱に定める苦情申出期間を徒過してされたものであり，そのことについて正当な理由があるとも認められないので，これを適式な苦情申出として扱わないこととする旨の最高裁判所事務総長の判断は，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人